

新型コロナウイルス感染症対策に係る対応の段階的緩和について

6月19日(金)から、国の基本的対処方針に基づき、新型コロナウイルス感染症対策に係る対応を緩和しますので、内容をお知らせします。

事業者の皆様は、県チェックリスト及び業種別ガイドラインにより、十分感染防止活動を行ってください。

県民の皆様には、感染防止活動を行っている施設を選び、利用していただきますようお願いいたします。

○ 対応の緩和概要(ステップ2の詳細は別添資料を参照)

(1) 外出自粛

	6月18日まで(ステップ1)	6月19日から(ステップ2)
県をまたぐ移動	一部首都圏、北海道との間の不要不急の県をまたぐ移動は慎重に。	
観光	観光振興は県内で徐々に。	観光振興は県をまたぐものも含めて徐々に。

県として、「3つの密のある場は避ける」、「感染が流行している地域への外出を控える」については、新しい生活様式の一環として県民にお願いしている(19日以降も継続)

(2) イベントの開催制限

	6月18日まで(ステップ1)	6月19日から(ステップ2)
全国的イベント等	全国的又は広域的な人の移動が見込まれるものや参加者の把握が困難なもの(祭り・花火大会・野外フェス等)は、中止を含めて慎重に検討。	
屋内	席50%以内かつ上限100人	席50%以内かつ上限1,000人
屋外	十分な間隔かつ上限200人	十分な間隔かつ上限1,000人
内容	コンサート、展示会、地域の行事(上記の屋内・屋外の人数制限有)	コンサート、展示会、プロスポーツ(無観客)、地域の行事

特定の地域からの来場を見込み、人数を管理できるもの

健康福祉部健康危機管理課

問合せ先：上野、緒方、中満

電話：096-333-2630(内線5932)

6月19日より、国基本的対処方針に基づき、次のとおりの対応としますので、御協力をお願いします。

（１）基本的な考え方

- ・ 三つの密の回避、手洗い等の手指衛生、人と人との距離の確保、マスク着用等の基本的感染防止をお願いします。
- ・ 「新しい生活様式」の実践をお願いします。

（２）外出自粛について

- ・ 県をまたぐ移動は基本的に自由となりますが、引続き「三つの密」のある場及び感染が流行している地域へは、「新しい生活様式」の一環として、移動を控えてください。

（３）イベントの開催制限について

- ・ 全国的又は広域的な人の移動が見込まれ、参加者の把握が困難な お祭り・野外フェス等の開催は、中止を含めて慎重に検討してください。
- ・ 屋内のコンサート、展示会等については、収容率50%以内かつ1,000人以下のものは可能です。
- ・ 屋外のコンサート等については、十分な間隔(できれば2m)を取り、かつ1,000人以下のものは可能です。
- ・ 参加者がおおよそ把握できる地域の行事（盆踊り等）については、適切な感染防止策を講じたうえで実施してください。
- ・ プロスポーツ等は、無観客試合は可能ですが、主催者において選手・出演者等に対し、適切な感染予防策を講じてください。
- ・ いずれのイベント実施も、3密を避ける等の基本的な感染防止の徹底が条件です。

（４）事業者の感染防止活動について

- ・ 県が示したチェックリスト、国が取りまとめている業種別ガイドラインにより、十分感染防止活動を行ってください。
- ・ 県民の皆様は、感染防止活動を行っているお店を選んで利用してください。